

国民 平成25年度 年金 年金額の改定について

●現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図ることも、将来の受給者となる若い世代の年金額を確保し、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分として支給する年金額からは、9月分までの額に比べ、マイナスイの改定が行われます。

●改定後の年金については、平成25年12月（10月分・11月分）からの支給となります。

●改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

通知書は12月13日の支給に向け、原則として年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で12月4日以降に日本年金機構から順次、受給されている方に送付されます。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係

☎(56) 9129

宇都宮西年金事務所

お客様相談室

☎0288

(622)4284

国民 国民健康保険 やむを得ない事情で 健康保険証を持たずに 病院にかかったとき

病院などの窓口で保険証を提示すれば、患者はかかった医療費の3割（義務教育就学前は2割、70歳以上は1割または3割）を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するという

のが、保険診療の基本的なしくみです。

しかし、急病などでやむを得ず、保険証を持たずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負担し、あとで国民健康保険に申請することにより、自己負担金相当額（保険証を提示した場合に窓口で支払うべき額）を除いた金額が払い戻されます。

※医療処置が適切であったか審査します

で、申請から支給まで数ヶ月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみの支給となる場合もあります。

●申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療報酬明細書（レセプト）
- ・領収書
- ・印かん
- ・振込先がわかるもの（通帳等）

▼問い合わせ先

保険課 国保係

☎(56) 9134

「かみたんメール」 登録のお願い

町では、「かみたんメール」を災害時緊急速報の提供手段として活用しています。QRコードがメールアドレスに空メールを送信して、手続きを進めてください。



●QRコード

●空メールアドレス

t-kamitan-mail@sg.m.jp

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係

☎(56) 9117



在宅介護支援センターによる 介護予防教室(12月~1月)のご案内

今日の元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。
みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
12月19日(木)	午前10時~12時	女だけの音楽教室	本北コミセン	友愛苑 ☎(56)8885
1月6日(月)		輪投げ	きらきら館	
1月15日(水)		輪投げ	東館南集会所	
12月20日(金)	午前9時30分~ 12時30分	エプロン教室 栄養士による講話と調理実習 費用:100円	明治コミセン	トータスホーム ☎(52)2220

▶問い合わせ先=健康課 成人健康係 ☎(56)9133

登録型本人通知制度の お知らせ

登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の早期発見・抑止のため、証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。町では、平成25年4月からこの制度を実施しています。

登録できる方

- ・上三川町の住民基本台帳に記載されている方及び記載されていた方
- ・上三川町の戸籍に記載されている方及び記載されていた方

登録申請窓口

住民生活課 総合窓口係
平日 午前8時30分~午後5時15分
※木曜日のみ午後7時まで

登録申請に必要なもの

窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど)
※本人が申請できない場合は、代理人が申請することも可能です。その場合、事前に住民生活課総合窓口係にお問い合わせください。

登録期間

登録してから3年間(更新も可能)

通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除かれた住民票も含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍の謄抄本(除かれた戸籍も含む)
- ・戸籍記載事項証明書
- ※ただし、請求を受けたすべての証明書が通知の対象とはなりません。

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125